

高市監第79号
令和5年6月19日

請求人（略）

高梁市監査委員 大月一郎
高梁市監査委員 三村靖行

高梁市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和5年4月21日付けで地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された高梁市職員措置請求書について、監査した結果を同条第4項の規定により、下記のとおり通知する。

記

第1 監査の請求

- 1 請求人の住所及び氏名 岡山県高梁市（略）
- 2 請求書の提出日 令和5年4月21日
- 3 請求の受理
 - (1) 令和5年4月21日に提出された文書は、記載の金額が一部正しくないこと、事実確認が行われていない請求人の考えを請求理由としていることが認められた。
 - (2) 令和5年4月21日及び26日の補正を受け、本件請求は、地方自治法第242条所要の要件を満たしているものと認め、監査を行うものとした。

第2 請求の内容

請求人提出の高梁市職員措置請求書による請求要旨、請求の理由及び求める措置は次のとおりである。

請求の要旨

- 1 請求の対象となる執行機関・職員
高梁市長 近藤隆則
- 2 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実
令和4年4月21日に行われた「違法、不当」な工事費「49302000円」の支出
(事実証明書①)

3 違法または不当である理由

(1) 本件緊急自然災害防止対策事業、「高緊自一1」市道秋町保々氷線、災害防除工事(起債事業)は、全く行われていない。元々は、平成30年7月に発生した災害(参照・別紙事実証明書6)で「市道秋町保々氷線」は路肩崩壊により全面通行止めになりそのままの状態であったが令和2年に「令和2年災」と「災害発生年度」を偽り「災害復旧工事、工事番号149号」として「国庫負担金」の交付決定を受けて令和3年5月ごろから工事を開始した。

(2) しかし、その後、なぜか工事自体を中止して「廃工」にした。

(3) その後、設計変更してルートを変更し、「事業名」、及び「工事名」を変更して「災害復旧工事」を完成させたが、名称は、緊急自然災害防止対策事業、「高緊自一1」市道秋町保々氷線、災害防除工事であるが実態は「災害復旧工事」(参照・事実証明書7,8)であるので「国庫補助事業」の対象であるから事業名、及び工事名を「仮装」して「事業債」を発行することはできない、国庫補助要件を満たす事業は、国庫補助事業が不採択になった場合でも対象とならない。

4 市道秋町保々氷線、災害防除工事は、行われていないのであるから工事代金として払われた「49302000円」は違法な公金の支出である、「35970000円」で契約したとあるが支払い段階では「49302000円」に膨れ上がっている、

5 求める措置の内容

高梁市長近藤隆則氏は、「高梁市」へ違法に支出された「49302000円」と同額を返還するように措置を求める。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和3年度市道秋町保々氷線災害防除工事に係る工事費49,302,000円の支出は違法又は不当な公金の支出にあたるか。

2 監査対象課

土木部建設課

3 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年5月24日、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、陳述を受けた。その際、追加で意見書が提出された。

4 関係職員の陳述

令和5年5月24日、平成30年7月当時から現時点までの関係職員から、陳述の聴取を行った。

第4 監査の結果

1 監査対象事項に係る事実経過等

職員調査による建設課からの説明並びに本件工事現場調査等を踏まえ、認定した事実は、次のとおりである。

高梁市高倉町田井地内の市道秋町保々氷線は、平成30年7月豪雨により路肩が崩壊したが、地権者から工事の承諾書が提出されなかったため、原形復旧のための工事着手は不可能であった。

その後、同所は令和2年7月豪雨により路肩が崩落し、一切の通行が不可となったため市が災害復旧工事として準備を進めていたところ、地権者から工事の承諾書が提出されたことを受け、国庫補助事業として申請、承認された。

ところが、工事着手後の令和3年5月、雨期に入った段階の現況確認で、当初想定した構造物の位置に変更の必要性が生じたため、地権者に対し市が追加の用地提供を依頼したところ、買収単価を現況の原野から田に変更するよう求められ、原野で評価していた市の主張と折り合わなくなったため、一転して地権者は市に対し、承諾していた工事の全てを停止及び中止し、原状回復を求める通知が書留郵便等で届いたことから計画は頓挫、その後も用地提供についての了解が得られず、予定していた災害復旧工事は廃工となった。

一方で、地域住民から生活道としての利用再開を求められていたこと、また今後の各種災害による被害を防止するため、令和3年度において、災害防除工事として当時の路線を変更して新規にバイパス道路を敷設、令和4年3月31日に完了検査を行い、同年4月21日に工事代金49,302,000円を支出したものである。

2 監査委員の判断

本件における請求の対象は、「高梁市長近藤隆則の違法、不当な財務会計上の行為」である。

請求人は本件について、「本工事は国庫補助事業である災害復旧工事であり、災害防除工事ではない」、また、「緊急自然災害防止対策事業市道秋町保々氷線災害防除工事は全く行われておらず、災害防除工事としての工事代金は違法な公金の支出である」と主張しているが、崩落した現場は、災害復旧工事に必要な用地の提供について地権者の了解が得られず、結果、廃工となったことから、請求人による「本工事は災害復旧工事である」との主張は認められない。

また、廃工後、新規に敷設した道路事業が緊急自然災害防止対策事業に該当するかどうかであるが、本件の廃工理由である「用地取得が困難になった」のは、工事に必要な土地の提供について地権者の了解が得られず、建設省河川局防災課長通知（昭和51年5月13日付け建設省河防発第81号）の各都道府県及び指定市の土木部局長あて「災害復旧事業の施工に伴い施設用地となる土地については、買収又は寄付行為による寄付を受ける等により、必ず権原を取得するものとする」に該当しないことから国庫補助事業としての要件を満たさないため、緊急自然災害防止対策事業の対象事業要件である「国庫補助事業の要件を満たさない事業を対象とする」に合致していることが認められる。

また、請求人から令和5年5月24日に提出された意見書では、「令和4年3月28日付け3回目の変更契約に基づく工事は架空工事である」との主張が見られた

が、陳述の機会に先だって監査事務局において契約書等諸帳簿を確認の上、令和5年5月12日に、令和3年度施工当時の担当職員随行のもと現地調査を行った結果、現地で確認された構造物は、令和3年度に実施された「緊急自然災害防止対策事業市道秋町保々氷線災害防除工事」であること、また、計3回の変更契約工事についても契約どおりに施工されていることが確認され、本件工事に架空工事は認められなかった。

以上の経過から、市の違法、不当な支出は認められず、地方自治法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」にはあたらないことから、市に損害の発生を認めることはできない。

3 結論

以上のことから、本件監査請求には理由がないものと認め、これを棄却する。